

最終更新日：2006 年 8 月 7 日

## 株式会社トープラ

代表取締役社長 峰岸 甫

問合せ先：取締役管理本部管理部長 小松 良行 0463-82-2711

証券コード：5954

<http://www.topura.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

**I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報****1. 基本的な考え方**

更新

当社は、「企業の発展と携わる人々の幸福を増幅する」という企業理念に基づき、株主、顧客、地域社会、従業員等のステークホルダーに対して、企業としての責任を果たすため、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンスを強化することを経営上の最重要課題と位置付けております。

当社は、監査役設置会社形態を採用しており、監査役は 3 名、うち社外監査役 2 名を選任しております。

また、取締役会は、原則月 1 回開催し、法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定し、監査役会は業務執行状況を監査する機関と位置付け運営しております。

**2. 資本構成**

外国人株式所有比率

10%未満

**【大株主の状況】**

| 氏名または名称                  | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------------------------|-----------|-------|
| 日本発条株式会社                 | 7,753,168 | 31.47 |
| 株式会社メタルワン                | 2,708,000 | 10.99 |
| 日発販売株式会社                 | 1,091,670 | 4.43  |
| 大阪証券金融株式会社               | 966,000   | 3.92  |
| 株式会社みずほコーポレート銀行          | 570,510   | 2.31  |
| 株式会社神戸製鋼所                | 526,000   | 2.13  |
| 株式会社サンロックオーヨド            | 430,454   | 1.74  |
| 株式会社メタルワン鉄鋼製品販売          | 350,000   | 1.42  |
| 株式会社横浜銀行                 | 285,255   | 1.15  |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー | 274,000   | 1.11  |

### 3. 企業属性

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 大阪 第二部          |
| 決算期         | 3月              |
| 業種          | 金属製品            |
| (連結) 従業員数   | 500人以上1000人未満   |
| (連結) 売上高    | 100億円以上1000億円未満 |
| 親会社         | なし              |
| 連結子会社数      | 10社未満           |

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数 <span>更新</span> | 12名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 3名     |

#### 会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係（※1） |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a          | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 天木 武彦 | 他の会社の出身者 |            | ○ |   |   |   |   |   |   |   |
| 播戸 義春 | 他の会社の出身者 |            |   | ○ |   | ○ |   |   |   |   |
| 山口 育廣 | 他の会社の出身者 |            |   |   |   | ○ |   |   |   |   |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由                             |
|-------|--------------|----------------------------------------------|
| 天木 武彦 | —            | 経験、経歴を生かした社外の視点からの幅広い助言と<br>経営者の業務遂行の監督を行うため |
| 播戸 義春 | —            | 経験、経歴を生かした社外の視点からの幅広い助言と<br>経営者の業務遂行の監督を行うため |

| 氏名    | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由                             |
|-------|--------------|----------------------------------------------|
| 山口 育廣 | —            | 経験、経歴を生かした社外の視点からの幅広い助言と<br>経営者の業務遂行の監督を行うため |

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

取締役会に可能な限り出席する他、必要に応じて打合せを行っております。

### 【 監査役関係 】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の数      | 3 名    |

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、定期的に会計監査人から監査計画および監査結果の報告を受けるとともに、監査業務が期末・期初に偏ることのないよう年間を通じて相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性を図っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、業務プロセスの適正性、効率性ならびに社内コンプライアンスへの適合性の確認のため、内部監査室(専任 1 名)から内部監査に関する監査計画および監査結果について適宜報告を受けるなど相互に連携をとり監査業務にあたっております。

|                                                            |        |
|------------------------------------------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況                                                 | 選任している |
| 社外監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span> | 2 名    |

#### 会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係 (※1) |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a           | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 藤田 一彦 | 他の会社の出身者 |             | ○ |   |   |   |   |   |   |   |
| 佐々木 孝 | 他の会社の出身者 |             |   | ○ |   |   |   |   |   |   |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由                      |
|-------|--------------|---------------------------------------|
| 藤田 一彦 | —            | 経験、経歴を生かした社外の視点から透明性の高い、公正な監査、提言を行うため |
| 佐々木 孝 | —            | 経験、経歴を生かした社外の視点から透明性の高い、公正な監査、提言を行うため |

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

取締役会、監査役会に可能な限り出席する他、必要に応じて打合せを行っております。

## 【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

## 該当項目に関する補足説明

ストックオプションの導入については、十分な効果が期待できないと考え、実施しておりません。

## 【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

## 該当項目に関する補足説明

取締役および監査役それぞれの総額を開示し、内数として社外取締役および社外監査役の総額を開示しております。

〈役員報酬の内容〉

当社における取締役および監査役に対する報酬の内容は以下のとおりであります。

取締役 106,948 千円(うち社外取締役 1,080 千円)

監査役 11,327 千円(うち社外監査役 360 千円)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】 更新

当社の取締役 12 名のうち 3 名が社外取締役、監査役 3 名のうち 2 名が社外監査役ですが、補佐を行う専従スタッフはおりません。

また、取締役会の事務局から取締役および監査役に年間取締役会日程の連絡、取締役会・株主総会の開催案内、議事録および会議資料を送付しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

会社経営に係わる重要課題については、常勤の取締役および常勤監査役で構成する常勤役員会において審議を行い、必要なものは取締役会に付議しております。

前年度(平成 17 年度)の会計監査業務を遂行した監査契約を締結している有恒監査法人の公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 高畠 明德

代表社員 業務執行社員 川上 泰秀

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1 名、会計士補 1 名

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                     | 補足説明                                                  |
|---------------------|-------------------------------------------------------|
| 集中日を回避した<br>株主総会の設定 | より多くの株主が出席できるよう集中日より 1 週間程度早めた開催として、株主総会の活性化に努めております。 |

#### 2. IR に関する活動状況

|                        | 代表者自身<br>による<br>説明の有無 | 補足説明                                                                                                                |
|------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I R 資料の<br>ホームページ掲載    | あり                    | 当社ホームページ（URL= <a href="http://www.topura.co.jp">http://www.topura.co.jp</a> ）に「投資家の皆様へ」のサイトを常設し、タイムリーな情報開示に努めております。 |
| I R に関する部署<br>（担当者）の設置 | —                     | 専門部署は設けておりませんが、管理部企画課に I R 担当者を配置しております。                                                                            |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                                          | 補足説明                                                                  |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等により<br>ステークホルダー<br>の立場の尊重につ<br>いて規定 | 2005 年 4 月に「トープラの行動規範」を定め、すべての取締役、従業員に企業の社会的責任、企業倫理を示して、周知徹底を図っております。 |
| ステークホルダー<br>に対する情報提供<br>に係る方針等の策定        | 当社は、会社情報の適時適切な情報開示に努めております。社内体制は、大阪証券取引所に提出した適時開示に係る宣誓書に記載のとおりであります。  |

## Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「時代のニーズに応え、斬新な発想のもとに、企業の発展と携わる人々の幸福を増幅するとともに、豊かな社会の創造に挑戦し、貢献する」ことを企業理念とし、その実現のため、既に制定、施行している「トープラの行動規範」を企業活動の基本とし、法令・定款等の遵守を取締役ならびに従業員に周知徹底しております。
- (2) 内部監査室はコンプライアンス状況の監査を定期的実施し、取締役会に報告してまいります。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについて、株主総会議事録、取締役会議事録等の法令で作成・保管が義務づけられている情報・文書の他、会社の重要な意思決定及び重要な業務執行に関する情報・文書に関しては、当社社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとしております。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの情報・文書を常時閲覧することができるものとしております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会を設置し、情報セキュリティ、災害、コンプライアンス等リスク管理の対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する規程・マニュアルの整備等、管理体制を整備し、リスクが顕在化した場合の迅速な対応及びリスクを未然に防止するための対応が可能な体制を構築してまいります。
- (2) リスク管理委員会は、各リスクに関する規程・マニュアルの運用状況の監査を定期的実施し、必要に応じて規程・マニュアルの更新を行ってまいります。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行状況の確認を行っております。
- (2) 経営の意思決定を迅速に行うため、業務執行に係わる重要課題については、取締役等により構成される常勤役員会もしくはステアリング会議において審議を行い、必要に応じて取締役会に付議しております。
- (3) 取締役、各部門長等によって構成される経営会議を月1回開催し、業務執行に関する経営課題を実務的な観点から協議しております。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全従業員に法令・定款等の遵守を徹底するため、取締役及び従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「トープラの行動

規範」の社内への周知徹底を図っております。

- (2) 業務執行部門から独立した内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に適宜報告しております。
- (3) 法令違反行為に関する企業内における通報・相談窓口を管理部総務課に設けるとともに、会社が契約する社外弁護士に直接相談できる体制を整えております。

#### 6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社はすべて取締役会及び監査役設置会社とし、当社の役職員が社外取締役、社外監査役として就任し、子会社の会計及び業務の適正を監視する体制をとっております。
- (2) 当社の内部監査室は、子会社に対して定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に適宜報告しております。
- (3) グループ関連会社首脳会議を定期的に開催し、経営情報の共有及びグループ経営方針の統一化を図っております。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、担当取締役(管理本部長)は必要な措置を講じております。
- (2) 監査役は、内部監査室の職員に対し、監査業務に必要な事項を指示できるものとしております。

#### 8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の要請によって、その職務を補助する専任職員を配置した場合は、当該職員に関する人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査役会の承認を得なければならないものと致します。
- (2) 監査役より監査業務に必要な事項の指示を受けた内部監査室の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものと致します。

#### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員は、監査役会に対して、法定に定められた事項の他、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことと致します。
- (2) 前項の報告・情報提供の対象となる事項の主なものは、次のとおりと致します。
  - ① 内部統制システムの構築状況及び運用状況
  - ② 内部通報があった場合、その内容
  - ③ 当社グループ関連会社の事業状況、監査役及び内部監査室の活動状況
  - ④ 当社及び当社グループ関連会社の重要な会計方針及び会計基準の変更
  - ⑤ 業績及び業績予想の内容及び財務報告に関する重要開示事項の内容
  - ⑥ 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- (3) 常勤監査役に同席を求める重要な会議は、次のとおりと致します。

- ①取締役会
- ②常勤役員会
- ③ステアリング会議
- ④経営会議

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うものと致します。
- (2) 監査役は適宜、内部監査室及び会計監査人と協議または意見交換を行うなど相互に連携し、監査方針、監査計画及び監査結果の報告を受け、監査役監査が実効的に行えるよう相互に協力するものと致します。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

現状では、当社は買収防衛策を導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実を今後とも進め、経営の健全性、透明性を維持し、より高い企業倫理の確立に向けて努力してまいります。

【 参考資料：模式図 】

